

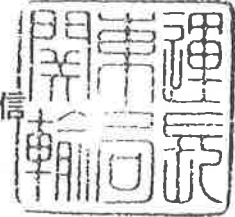


寄居町地域公共交通活性化協議会

会長 白川 充 殿

関東運輸局長

原 喜 信



平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金）に係る生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダーシステム確保維持計画）の認定及び補助額の内定について

平成25年6月27日付け 寄地公発第33号で認定申請のあった「平成25年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金）に係る生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダーシステム確保維持計画）」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 第18条により準用する第10条の規定により、平成25年9月26日付け 国総支第47号をもって国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして認定するとともに、第18条及び第22条により準用する第10条の規定により下記のとおり補助額を内定したので、通知する。

記

<補助内定額>

○地域内フィーダーシステム確保維持国庫補助金

(運行系統数) 3系統 (補助内定額) 3,075千円

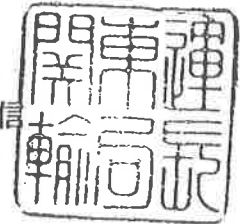
○車両減価償却費等国庫補助金

(車両数) 両 (補助内定額) 千円



寄居町地域公共交通活性化協議会
会長 白川 充 殿

関東運輸局長
原 喜信



平成26年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金）に係る生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダーシステム確保維持計画）の認定及び補助額の内定について

平成25年6月27日付け 寄地公発第33号で認定申請のあった「平成26年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金）に係る生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダーシステム確保維持計画）」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 第18条により準用する第10条の規定により、平成25年9月26日付け 国総支第48号をもって国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして認定するとともに、第18条及び第22条により準用する第10条の規定により下記のとおり補助額を内定したので、通知する。

なお、今般の補助額の内定は、生活交通ネットワーク計画に基づき事前算定された運行経費を踏まえた補助見込額を、事業の計画的・効率的実施のために予め通知するものであり、実際の補助額については、平成26年度予算の成立を前提とし、かつ、当該時点で確定した予算の範囲内においてその額は確定することとなる。

記

<補助内定額>

○地域内フィーダーシステム確保維持国庫補助金

(運行系統数) 3系統 (補助内定額) 6,183千円

○車両減価償却費等国庫補助金

(車両数) 両 (補助内定額) 千円